

教育個人情報の保護と教育権の所在

青柳 卓弥¹

- 1 問題の所在
- 2 「プライバシー権」根拠説の妥当性
- 3 「国家教育権」説 vs. 「国民教育権」説論争の検討
- 4 「教育の自由」・「学習権」根拠説の妥当性
- 5 教育個人情報保護法制の必要性—アメリカにおける法制から学ぶ点
- 6 今後の展望—田中耕太郎博士の言説と共に

1 問題の所在

これまで、1970 年代以降長期にわたって繰り広げられてきた教育権の所在をめぐる「国家教育権」説 vs. 「国民教育権」説論争や、1990 年代以降の所謂、内申書の開示を求めて争われた「内申書裁判」に代表される教育個人情報の保護に関する議論、1999 年の「国旗・国歌法」の制定を機に提起された 2000 年代以降の教員による入学式・卒業式での国旗・国歌への拒否をめぐる議論は、いずれも教育をめぐる憲法問題として大きな議論となってきたが、どれも純粋な法律論争の域を超える政治的背景をもったイデオロギー論争と化してしまい、解決の困難な「神学論争」になっているとさえ言える。本稿では、特に前者 2 つの議論を法律学的に整理した上で、これらの議論の限界を超えて、新たな視角からこれらの論争を分析することによって、正当な解決点を探ることを目標に若干の考察を行うことにする。

従来、初等・中等教育機関における調査書（内申書）や指導要録等の教育個人情報の開示に関する当否については、憲法 13 条の「プライバシー権」を根拠に議論されてきた経緯がある。（以下、「プライバシー権」根拠説と称する）。また、下級審判決をはじめ最高裁判所判決等の判例においても、明示的であるか黙示的であるかは別として「プライバシー権」を論理的的前提とした上で、司法判断が下されてきたといえる。本稿では、まず、（1）これらの代表的な下級審・最高裁判所判決において、開示請求権の主体と対象の範囲がどのように画定されてきたかを確認した上で、（2）「プライバシー権」根拠説における①開示請求権の主体と対象における矛盾と、②これらの判例による「単線型審査」のアプローチにおける「教育論争」の限界を検討することにする。その際、東京都調査書事件第 1 審判決において示されたような、開示しない場合の原告の不利益と開示した場合の支障・弊害とを慎重に比較衡量するアプローチの判断枠組みに基づいた上で、親の「教育の自由」及び子どもの「学習権」の行使によってもたらされる価値を、教育情報を開示することに

¹ 平成国際大学教授

による原告側の利益に当てはめて審査する「複線型審査」のアプローチが妥当であることを検討することにする（第2章）。

次に、「国家教育権」説 vs. 「国民教育権」説論争における（1）「国家教育権」説及び「国民教育権」説の問題点を、それぞれ第1次家永教科書検定訴訟第1審判決及び第2次家永教科書検定訴訟第1審判決の検討を通して分析する。その上で、筆者が考える（2）「国家＝国民教育権」説の妥当性について、①旭川学力テスト事件上告審判決における「教育権分配アプローチ」及びそれを踏襲した伝習館高校事件上告審判決、第1次・第3次家永教科書検定訴訟上告審判決等の最高裁判所判決における統合的解釈論、並びに②その理論的な嚆矢ともいえる田中耕太郎博士による「教育の自由」論・「教育権の独立」論をめぐる見解の分析を通して検討することにする（第3章）。

さらに、教育個人情報の保護を「プライバシー権」に替えて、親の「教育の自由」及び憲法26条から導かれる子どもの「学習権」を根拠とする学説（以下、「教育の自由」・「学習権」根拠説と称する）の妥当性について、（1）権利の主体・対象との論理的整合性、及び（2）「教育」の歴史的意義・性格に鑑みて検討することにする。その上で、（3）田中耕太郎の「教育権の独立」論を再定位することによって「国家＝国民教育権」説に基づいた「教育の自由」・「学習権」根拠説が教育個人情報の保護にとって有意義であることを検討する（第4章）。

最後に、（1）アメリカ合衆国において「家庭教育上の権利及びプライバシーに関する法律」The Family Educational Right and Privacy Act (FERPA) が果たしている役割を踏まえ、（2）我が国においても教育個人情報保護法制を整備することの必要性について検討することにする（第5章）。

2 「プライバシー権」根拠説の妥当性

（1）教育個人情報保護をめぐる下級審・最高裁判所判決の検討

①開示請求権の主体

教育個人情報の開示請求権の主体については、当初、親の子どもに対する教育権から当然にこれを認めようとする考えもあったが、裁判所はこれについて、中学生の内申書の開示について生徒の親が開示を拒否された処分に対する取消しを求めた埼玉県内申書開示拒否取消請求訴訟第1審判決（浦和地判平成9年8月18日）において、親の教育権を「認めうるとしても、その権能として、実定法の規定がなくとも親の子についての教育情報の公開を請求しうる具体的権利が発生するとまで解することはできない」と判示した。従って、現行の個人情報保護法制上の運用は、判例により教育個人情報についての親の開示請求権は認められないと考えられている。

②開示請求権の対象

一方で、教育個人情報の開示請求権の対象については、大きく児童・生徒の成績評価、出欠日数、健康状況等の客観的評価の部分と、所見欄、総合評価、特記事項等の主観的評価の部分に分類できるが、原告側の児童・生徒はその全ての開示を主張し（全面開示説）、被告側の教育委員会等はその全ての開示を認めないと判断を行う（全面非開

示説）という形で全面的に対立してきた。これに対して裁判所の判断は、「全面開示説」、「全面非開示説」のほかに「部分的開示説」という3つの見解に分かれた。

(i) 下級審判決の見解

下級審の司法判断は、客観的評価の部分に限定して開示を認める「部分的開示説」が圧倒的に多く、次いで、客観的評価・主観的評価の全てについて開示を認める「全面開示説」、客観的評価・主観的評価の全てについて開示を認めない「全面非開示説」の順で見解は分かれた。

部分的開示説を採用した例としては、小学校の指導要録を部分的に非開示とした処分をめぐって争われた東久留米市指導要録事件第1審判決・控訴審判決（東京地判平成6年1月31日・東京高判平成6年10月31日）のほか、高校入試前に内申書の開示請求を拒否された中学生が市の教育委員会を訴えた高槻市内申書事件第1審判決・控訴審判決（大阪地判平成6年12月20日・大阪高判平成8年9月27日）、小学校の指導要録の開示をめぐって争われた大田区指導要録事件第1審判決（東京地判平成9年1月17日）、市の教育委員会が小・中学校の指導要録の一部、内申書の全部の開示を拒否したことに対して提起された西宮市指導要録・内申書事件第1審判決（大阪地裁平成10年3月4日）等がある。

全面開示説の例としては、上述の西宮市指導要録・内申書事件の控訴審判決（大阪高判平成11年11月25日）と、高校入試の際に調査書の開示を求めたところ「特記事項」欄の開示を認めない一部開示処分が出されたため、これに対して取消しを求めた東京都調査書事件第1審判決（東京地判平成13年9月12日）がある。

これに対して、全面非開示説は、上述の大田区指導要録事件の控訴審判決（東京高判平成10年10月27日）が唯一、この立場を探る。

(ii) 最高裁判所判決の見解

このように下級審判決における見解が3つ巴で分かれている中で、最高裁判所は上述の大田区指導要録事件の上告審判決（最三小判平成15年11月11日）において、部分的開示説（客観的評価の部分に限定して開示を認める）の立場を採用し、これによってこれらの論争をめぐる判例が確立した。

（2）「プライバシー権」根拠説の矛盾と限界

①開示請求権の主体と対象における疑問と矛盾

そもそも、教育個人情報の開示請求権の主体を児童・生徒本人に限定することは、開示請求権の根拠を、個人主義原理を謳った憲法13条の「幸福追求権」から導出された「プライバシー権」におく以上、当然の帰結である。しかしながら、教育個人情報の開示について両親の助言・指導なしに児童・生徒が単独で行うことは可能であるのか、また開示情報が教師による主観的評価の部分である場合には、児童・生徒が単独でこれを開示・閲覧することが、そもそも教育上妥当なのかという疑問が残る。

また、憲法学の通説的見解（芦部信喜、佐藤幸治）によれば、現代の高度情報化社会においては、「プライバシー権」を単に「私生活をみだりに公開されない権利」（「宴のあと」事件第1審判決、東京地判昭和39年9月28日）という消極的な意味に留まらず、より積極的に自己が保有する情報について開示・訂正・抹消を公権力に対して請求する

権利=「自己情報コントロール権」として再構成することが提唱されている。今日の国レベルでの個人情報保護法や地方自治体レベルの個人情報保護条例等の保護法制は、そのような流れの中で整備されてきたものである（もっとも、現行の個人情報保護法制では自己情報への抹消請求権は認められていない）。その際、「自己情報」とは、「自己に関するあらゆる情報」（芦部説）を指すのか、「精神過程とか内部的な身体状況等に関わる高度にコンフィデンシャルな性質の情報」あるいは「個人の道徳的自律の存在に関わる情報」=「プライバシー固有情報」（佐藤幸治説）を指すのか、学説上、定義は分かれている。

その場合、前者の学説（芦部説）における「自己情報」の定義（=「自己に関するあらゆる情報」）はそもそも、開示請求権が依拠する憲法13条の「幸福追求権」について「個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利の総体」と限定的に捉えるのが通説・判例の立場（人格的利益説）であることから、これと矛盾することになってしまう。また、後者の学説（佐藤幸治説）における「自己情報」の定義（=「精神過程とか内部的な身体状況等に関わる高度にコンフィデンシャルな性質の情報」、あるいは「個人の道徳的自律の存在に関わる情報」）では、「幸福追求権」の定義とは矛盾しないが、佐藤説においては「プライバシー固有情報」は原則として完全に保護される一方で、それ以外の「プライバシー外延情報」は十分に保護されないことになってしまう。これを教育個人情報に関する保護の文脈に当てはめてみると、教師による主観的評価や病歴等の健康状況に関する客観的評価は「プライバシー固有情報」として保護することはできても、人格に関する評価とは直接に関係のない学業成績等の客観的評価は「プライバシー外延情報」に該当するという理由から十分に保護されないという矛盾が起こってしまう。

従って、「プライバシー」根拠説によって教育個人情報の保護を考えることは学説上、論理的破綻を来たしていると言わざるを得ない。

② 判例における「教育論争」の限界

一方で、前述の諸判決における開示の当否及び開示範囲の広狭についての議論に目を向けると、これらの判断の差は主として、開示することによって教師と児童・生徒あるいは親との信頼関係を維持することが可能か否か、開示することによって公正な評価を維持することが可能か否かという2点をめぐる果てしなき教育論争が要因となっているといえる。

例えば、東久留米市指導要録事件第1審判決（東京地判平成6年1月31日）は、「人物評価」等の評価者の主観的評価が入り込む部分については、これを開示することによって①児童の自尊心・意欲・向上心を損なう可能性があること、②本人・親の学校・教師への反発、誤解、さらには逆恨みさえ生じさせ、両者の信頼関係を損なう可能性があること、③教師がマイナス評価を記載しないことによって、指導要録が形骸化、空洞化するおそれがあること、を理由に開示拒否処分を適法と判断した。続く控訴審判決（東京高判平成6年10月31日）も、一審判決を踏襲して、開示することによって指導要録が公正に記載されるとは限らない、むしろ弊害のほうが大きいとして開示拒否処分を是認した。

次に、高槻市内申書事件第1審判決（大阪地判平成6年12月20日）は、①「所見欄」のような主観的評価についての開示は、教師への不信感や遺恨を招き、教師と生徒との

信頼関係を損なうおそれがあること、それ故、②開示が前提となると記載が形骸化し入試選抜資料としての客觀性、公正さがなくなってしまうとして、部分的な非開示処分を違法ではないとした。控訴審判決（大阪高判平成8年9月27日）は、結論としては調査書の不存在を理由に訴えの利益を否定しながらも、調査書を保管・管理していた期間については原審を踏襲する判断を下した。

また、大田区指導要録事件第1審判決（東京地判平成9年1月17日）も、東久留米市指導要録事件第1審判決・高槻市内申書事件第1審判決とほぼ同様の觀点から、主觀的評価についての部分的非開示を適法とした。

さらに、西宮市指導要録・内申書事件第1審判決（大阪地裁判平成10年3月4日）も、客觀的評価部分については非開示理由にあたらないとしながら、「人物評価」等の評価者の主觀的評価が入り込む部分については、これを開示することによって、①生徒の自尊心・意欲を損なう可能性があること、②本人・親と学校・教師との信頼関係を損なう可能性があること、③教師がマイナス評価を控えることによって指導要録が形骸化する恐れがあることを理由に、開示拒否処分を適法と判示した。

他方、西宮市指導要録・内申書事件控訴審判決（大阪高判平成11年11月25日）は、「教育上の評価は、本人や保護者からの批判に耐え得る適正なものでなければならない。教育は生徒や児童の長所を伸ばすとともに、短所や問題点を改善するものだ」と前置きした上で、主觀的評価が含まれる「所見欄にマイナス評価が記載されるのなら、日ごろから本人や保護者に同じ趣旨のことが伝えられ、指導されなければならない」はずで、「日ごろの注意や指導等もなく、マイナス評価が内申書や指導要録にのみ記載されるとすれば、むしろ、そのこと自体が問題である」として、全面開示の判断を下した。また、東京都調査書事件第1審判決（東京地判平成13年9月12日）では、開示しない場合の原告の不利益である「是正の機会論」と、開示した場合の支障・弊害となる「信頼関係喪失」論及び「空洞化論」とを慎重に比較衡量した結果、特記事項の開示を認める全面開示説を判示した。

一方で、大田区指導要録事件控訴審判決（東京高判平成10年10月27日）は、客觀的評価の部分についても公開することによって「学校現場に無用の混乱をもたらし」、「学校運営や教育行政の執行に支障を来たす恐れがある」として、全面非開示とする判決を下した。

ここで争点は、大田区指導要録事件控訴審判決において採られた「学校現場の混乱」論や「教育行政執行の支障」論のような専ら行政側の事由を根拠にした議論を別とすれば、大きく「信頼関係喪失論」vs.「信頼関係構築論」という対立図式あるいは「内申書・指導要録空洞化論」vs.「空洞化観念論」+「是正の機会論」という対立図式で争われてきたといえる。このように、これらの教育論争はどちらの主張も教育論をめぐる見解の相違であり、教育学や教育心理学上の定説があるわけではないことから、裁判所が両者間における二者択一的な主張の当否を「単線型審査」のアプローチを探って一方的に判断する以上、一定の定見を定めることはできず、法律判断によっては終局的に解決困難な論争であると言わざるを得ない。

その中で注目に値するのは、上述の東京都調査書事件第1審判決で示された「慎重な比較衡量」のアプローチである。同判決における全面開示説の結論については必ずしも

是認し得るものではないと考えられるが、判断枠組みとして、開示しない場合の原告の不利益と開示した場合の支障・弊害を慎重に比較衡量し、前者よりも後者が大きい場合にのみ開示を認めるという「複線型審査」のアプローチを示した点は、混迷する下級審裁判所の判決の中で評価に値する。

3 「国家教育権」説 vs. 「国民教育権」説論争の検討

ここでは、目を転じてこれまで長期にわたり議論されてきた「国家教育権」説 vs. 「国民教育権」説論争の検討を通じて、「国家教育権」説及び「国民教育権」説の問題点について検討した上で、「国家＝国民教育権」説の妥当性について考察する。

(1) 「国家教育権」説及び「国民教育権」説の問題点

① 「国家教育権」説の正当化根拠

国家が児童・生徒の教育内容を主体的に決定できるとする「国家教育権」説を代表する初期の判例は、大学教授が執筆した高校教科書の検定における文部省の条件付合格という処分の適法性を争った第1次家永教科書検定訴訟第1審判決（高津判決、東京地判昭和49年7月16日）である。同判決によれば国家の教育権は、①現代の公教育においては教育の私事性は捨象されるべきであるから、②福祉国家からの要請に基づき、③議会制民主主義における国民の信託によって正当化されるとする。

このような見解に対しては、中世以来の伝統である教育の私事性が完全に否定されることによって親の教育権が持つ意義が過小評価され、「国家教育権」万能論になってしまっているのではないかという批判がある。

② 「国民教育権」説の正当化根拠

一方で、親・教師を中心とする国民が教育内容を主体的に決定できるとする「国民教育権」説の嚆矢としては、文部省の教科書検定において不合格処分を受けた教科書執筆者がその取消しを求めた第2次家永教科書検定訴訟第1審判決（杉本判決、東京地判昭和45年7月17日）をあげることができる。「国民教育権」説では、親を中心とする国民は子どもの学習権に仕えるために「教育の自由」を教師に委託したものと考えられた。そこでは、親・教師から構成される国民の「教育の自由」説が背景としてある。

しかし、このような見解においては、教師の教育権が過大視され過ぎ、国家の役割が過小評価され過ぎている。従って、「国民教育権」という概念は教師の「教育の自由」万能論を隠蔽し、カモフラージュするための隠れ蓑の役割をする法イデオロギーではないのか疑わしい。

(2) 「国家＝国民教育権」説の妥当性

① 最高裁判所判決における統合的解釈論

以上のような「国家教育権」説 vs. 「国民教育権」説論争に対して、最高裁判所は「教育権分配アプローチ」ともいるべき手法で解決を試みた。その嚆矢は、文部省が行った全国一斉学力調査の実施を阻止しようとした教員が公務執行妨害等の罪で起訴された

のに対して、学力調査の適法性が争われた旭川学力テスト事件上告審判決（最大判昭和 51 年 5 月 21 日）である。同判決は、「国家教育権」説、「国民教育権」説のいずれも、極端かつ一方的であり、そのいずれをも全面的に採用できないとした上で、憲法 26 条の「教育を受ける権利」に依拠した子どもの「学習権」を基点として親の「教育の自由」、國家の教育権、教師の「教育の自由」ととの間の教育権の範囲画定を行った。つまり、教師の「教育の自由」については一定の範囲内で限定的に認める一方で、國家の教育権については「必要かつ相当」な範囲において認め、その際、国家による教育への「権力的介入抑制の法理」を提示した。そこでは、「教師に対して一方的な一定の理論や観念を生徒に教え込むことを強制するものではないこと」という内容規制ともいべき「不当な介入禁止の原則」と、「教師による創造的かつ弾力的な教育の余地や、地方ごとの特殊性を反映した個別化の余地が十分に残されていること」という量的規制ともいるべき「不要な介入禁止の原則」が採用された。

このような統合的解釈論は、その後、学習指導要領に準拠せずに特定のイデオロギー的な歴史觀に基づいた授業を行った教員の懲戒免職処分の取消しを求めた伝習館高校事件上告審判決（最一小判平成 2 年 1 月 18 日）や、既述の第 1 次家永教科書検定訴訟の上告審判決（可部判決、最三小判平成 5 年 3 月 16 日）、教科書検定において修正意見が付されたことの違憲性・違法性を争った第 3 次家永教科書検定訴訟上告審判決（大野判決、最三小判平成 9 年 8 月 29 日）においても踏襲された。

②「教育の自由」論・「教育権の独立」論をめぐる田中耕太郎博士の見解

かつて商法学の大家であり、法哲学にも造詣が深く、最高裁判所長官を務めた田中耕太郎は、戦後いち早く「教育の自由」論・「教育権の独立」論を唱えた。田中は文部大臣として教育基本法の制定に携わるなど、戦後の教育改革を主導した人物であった。彼の学説は「国家＝国民教育権」説の理論的な嚆矢ともいえるが、上述の「国家教育権」説、「国民教育権」説のいずれもが、完全にではないがその理論的影響を受けているといえる。

「教育の自由」論・「教育権の独立」論によれば、両親の教育権は背景として默示的ではあるが、神によって賦与されたと考えられる自然法上の本源的権利であると理解される。一方で、実定法上、憲法 26 条 2 項の反面から国家には教育権があるが、これは両親の教育権に対して補充的性質のものである。つまり、国家や他の教育権者の権利は、両親の教育権から派生した伝来的権利であるに過ぎないと考えられる。

従って、両親の教育権を中心に考えれば、国家や他の教育権者が教育権を行使するに際しては、「司法権の独立」のアナロジーから導出される「教育権の独立」と「教育の政治的中立性」が守られなければならず、それが欠ければ、教育は「不当な支配」に服することになるとされる。

田中の「教育権の独立」論をより深く分析すれば、その所説は提唱された時期により、國家の教育権と教師の教育権、両者の射程範囲について微妙な変化の違いを見て取ることができる。つまり、時期に応じて教育への「不当な支配」の意味内容における質的転換が起きていることを指摘できる。

すなわち、田中の所説を 3 期に分類するならば、終戦直後の昭和 20 年代初頭における自由主義的論調（初期）、昭和 30 年代初頭における転換期の論調（中期）、昭和 30 年

代中葉における国権主義的論調（後期）に分けることができる。初期の田中説では、教育への「不当な支配」を専ら行政権をはじめとする国家権力による教育界の外からの支配と理解されるが、中期には、第一には国家権力によるものとされながら、ジャーナリズム、教員組合のような社会的権力による教育界の外からの支配へと、その範囲を広げて理解されるようになった。さらに、後期の所説では、教育界の外からの「不当な支配」として国家権力によるものと、政党、労働組合等の社会的権力によるものとが並置された上で、教育界の内における教員組合によるものがあり得ると理解する。そして国家権力による以上に教員組合による「不当な支配」の方がより深刻であると認識される。

このような「不当な支配」の意味内容の変化に応じて、「教育権の独立」概念も大きく拡大転換したといえる。すなわち、当初、国家権力による「不当な支配」を排除するという意味で「国家からの自由」として理解されてきた「教育権の独立」は、後に教育者の不羈独立の要請、政治的中立性の確保という意味をも包含するようになったのである。換言すれば、田中の所説においては、教育者が国家権力による「不当な支配」を受けないという特権を保持するためには、教育者自らが「不羈独立」を放棄するようなごとき「不当な支配」を行ってはならないということが暗に含意されているといえよう。その意味で田中は、教育者たる者は教育者としての特権を享受するに相応しいだけの“ノーブレス・オブリジエ”を果たさなければならないと考えたのではないかと思われる。

いずれにせよ、田中の「教育の自由」論・「教育権の独立」論は、その主張された時期で、若干のニュアンスの違いこそあれ、自然法上の人権を重視する自由主義・個人主義的見解であると同時に、その背景には默示的ではあるが、両親の教育権を神によって賦与された権利と捉え、家庭における教育を重要視したという点で、キリスト教的共同体における家族観に基づくものであり、リベラルな共同体論的因素を見て取ることができよう。また、そこでは国家の教育権が両親の教育権との関係で捉えられるように、個人の権利を主体にしながらも国家の役割を積極的に評価するリベラルな国家主義という要素も見られる。

4 「教育の自由」・「学習権」根拠説の妥当性

（1）権利の主体・対象との論理的整合性

これまでの考察から、教育個人情報の開示請求権の根拠をプライバシー権におく従来の「プライバシー権」根拠説には多くの点で問題が孕んでいることがわかった。ここでは「プライバシー権」根拠説に代わり、開示請求権の根拠を親の「教育の自由」と児童・生徒の「学習権」に求める「教育の自由」・「学習権」根拠説の妥当性を検討する。

同説を採用すれば、当然ながら開示請求権の主体は親と児童・生徒の両方が可能になる。その際、児童・生徒が開示請求権の主体の場合は、法制上、開示請求の対象は客観的評価の部分に限定し、一方で、親が主体の場合は主観的評価の部分も開示請求の対象として含むができるよう、教育上の配慮に基づいた開示が可能になる。その意味で、教育個人情報の保護を「プライバシー権」根拠説によった場合、児童・生徒のみしか開示請求権

の主体となれないという大前提の下で、開示請求権の対象を議論しなければならないという制約から解放されるという利点を挙げることができる。

(2) 「教育」の歴史的意義・性格

「教育の自由」・「学習権」根拠説の妥当性については、歴史上「教育」が果たしてきた意義やその性格を鑑みれば、より一層説得力があるといえる。

① 「教育における自然状態」の段階

「教育」の本質は中世ヨーロッパ以来、本来的には家庭における私事とされてきた。従って、親の教育権こそが「本源的」な権利であり、中心となるべきと考えられる。しかしながら、そのような教育の私事性は自然状態的な無秩序を生むことから、何らかの国家権力による介入を必要とするようになる。

② 「教育における社会契約」、「教育におけるレッセ・フェール」の段階

近代国家が社会契約によって設立された結果、近代公教育が確立され、教育の私事性は捨象されることになり、教育における国家の役割は重要視された。しかし、国家の教育権は本来「伝来的」な権利であり、親の教育権の補完的なものであるから、国家の役割は形式的自由の保障と機会均等の保証という形で「レッセ・フェール」的に親の教育権を支えることになる。その国家の教育権を体現するものとして、教師の職務権限としての教育権と制度的保障としての「教育権の独立」がある。

③ 「教育における国家化」、「教育における修正資本主義化」の段階

現代国家の下、教育を受ける権利が社会権として憲法上規定されることにより、国家の役割は教育においても増大することになる。しかしながら、親の「教育の自由」は中世以来の伝統的なものであるから、国家の教育権に優位するものであると考えられ、また子どもの立場から主体的に教育を受ける権利を再構成した「学習権」を保障することが提唱されるに至った。

このような「教育」の歴史的意義と性格に鑑みれば、教育権の所在は、国家か国民かという二項対立で考えるべきものではなく、複合的に考えるべきである（「国家＝国民教育権」説）。その際、親の「教育の自由」があくまでも本源的なものであり、そこから国家の教育権や教師の教育権が派生的に生じてくると考えるのが、歴史的な経緯からは妥当であるといえよう。また、現代においては子どもの「学習権」という視点から教育権を捉え直すことも重要であるといえよう。

(3) 「教育権の独立」論の再定位

「教育の自由」・「学習権」根拠説に基づく教育個人情報の保護を考える上で、「国家＝国民教育権」説を検討するに際しては、先述の田中耕太郎の「教育権の独立」論からの示唆は大きいといえる。

特に、初期田中説と後期田中説の結節点である中期の田中の所説において、田中が国家からの「教育権の独立」のためには教育者自身における「教育権の独立」—政治的中立性の要請—が図られる必要があると指摘した点に注目すべきである。なぜならば、教育者の政治的中立性の要請という意味での「教育権の独立」論は「国家の価値中立原則」に合致するものであるからである。従って、田中説における「教育権の独立」論を、国家からの

「教育権の独立」とその成立要件としての教育者の「教育権の独立」という二要素からなるものとして読み替え、後者の要素を「国家の価値中立原則」と結びつけて理解することが重要である。

その際、田中説には、①「国家の教育権」を憲法 26 条に規定の国民の教育を受ける権利の反面から導き出される「権利」として理解している点、②「親の教育権」を自然法上の権利と理解し、憲法上の根拠条文を明確にしていない点、③子どもを主体として権利を再構成した「学習権」という視点が欠けている点等、修正すべき問題点が含まれていることは否定できない。すなわち、①本来、国家は国民の教育を受ける権利の反面として、教育を授ける責務なり義務を負うものであり、それを遂行するための権限を有するに留まり、「国家の教育権」なる権利を有するものではないこと、②「親の教育権」は元来自然法上のものであるとしても、田中自身、憲法上の人権の保障が及ぶと考えていることから、実定憲法典上の根拠としては憲法 13 条の「幸福追求権」から導出すべきこと、③既述の旭川学力テスト事件上告審判決における論理構成のように子どもの「学習権」を認めること、これらの修正を施すべきであると考えられる。

しかしながら、これらの点を修正した上で、制度的保障としての「教育権の独立」論を基底とする解釈論に、上述の旭川学力テスト事件上告審判決において最高裁が示した国家による教育への「権力的介入抑制の法理」を適用すれば、次のような解釈論を提示することができよう。第一に、教師の教育権は職務権限として捉えられ、人権としての「教育の自由」は認められないこと。第二に、「教育権の独立」は国家権力による不当、不要な介入からの教育権の独立性を意味し、必要かつ合理的な範囲での国家による教育内容への謙抑的な介入は許されること。第三に、「教育権の独立」は教師の教育権における政治的中立性の要請を意味するが、それによって「国家の価値中立性」が確保され、親・子どもとの関係では親の「教育の自由」や子どもの「学習権」が保障されること。従って、教師の教育権によって親・子どもの「教育の自由」、「学習権」が侵害されることは制限されることになる。

このように、旭川学テ事件最高裁判決によって定式化された国家による教育への「権力的介入抑制の法理」を併せて適用することにより、「教育権の独立」論を基底とする解釈論を再構成することは、国家の教育権を制限する機能を果たすと同時に、「政治的中立性の原則」により教師の教育権を制限する機能を果たす点で、親の「教育の自由」、子どもの「学習権」と教師の「教育の自由」（？）との間の矛盾・対立を孕んでいたといえる様々な教育問題—教育個人情報の保護に関する問題や教員による学校での国旗・国歌への拒否の問題等一に対して、重要な解決の糸口を与えてくれるであろうことを指摘できる。

5 教育個人情報保護法制の必要性—アメリカにおける法制から学ぶ点

(1) 米国における「家庭教育上の権利及びプライバシーに関する法律」The Family Educational Right and Privacy Act (FERPA) の役割

これまで見てきたように、日本における教育個人情報の保護をめぐる議論の問題点を考えるにあたり、参考になるのはアメリカ合衆国における教育個人情報保護法制のあり方で

ある。アメリカではプライバシー保護のための一般法である「連邦プライバシー法」The Privacy Act とは別に、教育個人情報を保護するための特別法である「家庭教育上の権利及びプライバシーに関する法律」(FERPA) が制定されている。そこでは、「教育記録」へのアクセス権の主体について、生徒・学生が 18 歳未満の場合は親に認める一方で、生徒・学生が 18 歳以上あるいは高等教育機関以上に在籍している場合は本人のみに限定している。従って、開示請求の主体が生徒・学生の年齢に応じて、親の場合と本人の場合とに区別することが可能になっている。

(2) 我が国における教育個人情報保護法制の必要性

日本では、教育個人情報の保護についても、一般法である個人情報保護法や個人情報保護条例に基づき（あるいは一部、情報公開条例に基づく形で）開示請求の判断が行われてきた。その結果、これまで見てきたような開示請求をめぐる裁判は混迷し、また開示請求権を根拠付ける学説（「プライバシー権」根拠説）も多くの点で矛盾を抱えている。そこで、米国に倣って特別法としての教育個人情報保護法制を整備することによって、多くの利点が生じると考えられる。

つまり、特別法である教育個人情報保護法制の整備によって、主観的評価の部分の開示請求権は、十分に判断能力の備わったと考えられる年齢以上に限定して生徒本人にも認めることができる。一方で、児童・生徒がそれ以下の年齢の場合には親の開示請求権を認めることができくなるから、教育上も好ましい結果を得ることができると考えられる。そして、このような法制度の背景として、開示請求権の憲法上の根拠については、「国家＝国民教育権」説を基底とした上で、親の「教育の自由」と児童・生徒の「学習権」におく「教育の自由」・「学習権」根拠説を採用することが必要になるであろう。

6 今後の展望——田中耕太郎博士の言説と共に

かつて田中耕太郎は、教育について「教育の特徴すなわち権威と愛とは、一般に利益社会 (association, Gesellschaft) においては存在しないか又は甚だ希薄なところの、協同体 (community, Gemeinschaft) においてはじめて見出し得られるところのものである」という至言を述べたが、このことは教育をめぐる様々な法律問題を考える際に、これらの問題を単なる権利論や法律論のみで議論することの危険性に警鐘を鳴らしたものと受け取ることができよう。このことは、彼が別の文脈で「教育は、……一般の do ut des (汝が我れに与える故に我れ汝に与う)型の、つまり当事者の利害が対立するところの交換契約型の契約とは異なり、その倫理的性質が顕著であり、従って教育者の職業は一般の営利的業務ことに商人はもちろんのこと一般勤労者の活動とは全く異なった性格を帶びている」と述べたことからも如実に窺い知ることができよう。従って、教育個人情報保護の問題や、教育権の所在をめぐる論争を含めて教育に関わる問題全てを、権利論のみで解決しようとすることには限界があり、全ての問題を法律論だけで解決できるといった意味での「法律万能主義」に陥ることには注意をしなければならないだろう。

しかし、我々が生活している現代は「法の支配」に基づく民主主義社会であり、法治国

家の下、我々の生活は自由と平等が保障される秩序の中で営まれなければならない。このことは、「法の支配」、法治主義が保証されていなかった近代以前の社会において、いかに人類が自由と平等を蹂躪されてきたかを考えれば、一目瞭然である。

従って、現代においては「法の支配」に基づき、あらゆる問題を法的に解決していくことが大前提であり、その意味で裁判所の役割が重要になるが、その際、教育をめぐる問題の解決に際しては、教育のもつ特殊性に考慮して、法解釈を行う際に教育上の価値をいかに読み込んでいけるかが鍵となるだろう。その意味では、例えば、教育個人情報の保護をめぐる問題において、これまでの多くの判決が「単線型審査」ともいいくべき、一方的な議論に終始した教育論争の域を出なかったのに対して、東京都調査書事件第1審において採用された「慎重な比較衡量」のアプローチによる判断枠組みは、まさに範型といってよいだろう。

本稿は、平成27年度平成国際大学教員免許状更新講習「教育現場の法律問題」において行われた「教育個人情報の保護と教育権の所在」と題した講義内容を基に加筆・修正したものである。

【参考文献】

- 青柳卓弥「教育個人情報の保護に関する憲法上の位置付け—「プライバシー権」vs.「教育の自由」・「学習権」—」平成国際大学研究所論集第7号（2007年3月）
- 青柳卓弥「教育機関における個人情報の保護をめぐる判例の動向—初等・中等教育機関における個人情報保護に関する議論と大学教育改革のあり方—」平成国際大学研究所論集第8号（2008年3月）
- 青柳卓弥「内申書・指導要録等の開示と『プライバシー権』」大沢秀介編『はじめての憲法』（成文堂、2003年）
- 青柳卓弥「『国家教育権』＝『国民教育権』論争をめぐる判例の到達点と課題—『国家＝国民教育権説』の再現像と『教育権の独立』論の再定位へ向けて—」平成法政研究第13巻第2号（2009年3月）
- 青柳卓弥「米国における教育個人情報の保護」平成国際大学研究所論集第3号（2003年3月）